

報道関係者 各位

令和5年9月29日（金）

【照会先】

埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 宮地 延幸  
主任監察監督官 木下 勝規  
電話番号 048-600-6204

## 7月における県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について

～43.1%の現場で労働安全衛生法に違反～

暑さ指数（WBGT）を把握しているのは約半数に留まる

埼玉労働局（局長 久知良 俊二）では、職場における熱中症予防対策の取り組みを行う「STOP！ クールワークキャンペーン」の重点取組期間である7月に、本キャンペーンの取組の一環として、管下8つの労働基準監督署において、県内の116の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

その結果、労働安全衛生法違反が認められた現場は、50現場（違反率43.1%）、121事業者（違反率18.7%）となり、同事業者に対する是正勧告等を行いました。

また、「水分・塩分の摂取の確認」、「作業開始前の健康状態の確認」、「異常時の措置・連絡体制の周知」などの熱中症予防対策は、ほとんどの現場で実施されていましたが、熱中症リスクの見積もりに必要な暑さ指数（WBGT）の把握は59現場（50.9%）に留まっています。

## 【監督実施結果の概要】 &lt;別添1～4参照&gt;

## ○ 実施対象期間

令和5年7月1日から同年7月31日

## ○ 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数：116現場

（全事業者数：648事業者 &lt;元請事業者：116、下請事業者：532&gt;）

## ○ 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数：50現場（違反率：43.1%）、違反事業者数：121事業者（違反率：18.7%）

\* 違反現場数の違反率は、違反現場数／建設工事現場数である。

\* 違反事業者数の違反率は、違反事業者数／全事業者数である。

## ○ 熱中症予防対策の状況

暑さ指数の把握（実施率：50.9%）、「水分・塩分の摂取の確認」（実施率：99.1%）、  
「作業開始前の健康状態の確認」（実施率：97.4%）、「異常時の措置・連絡体制の周知」（実施率：96.6%）

## 1 全体の状況

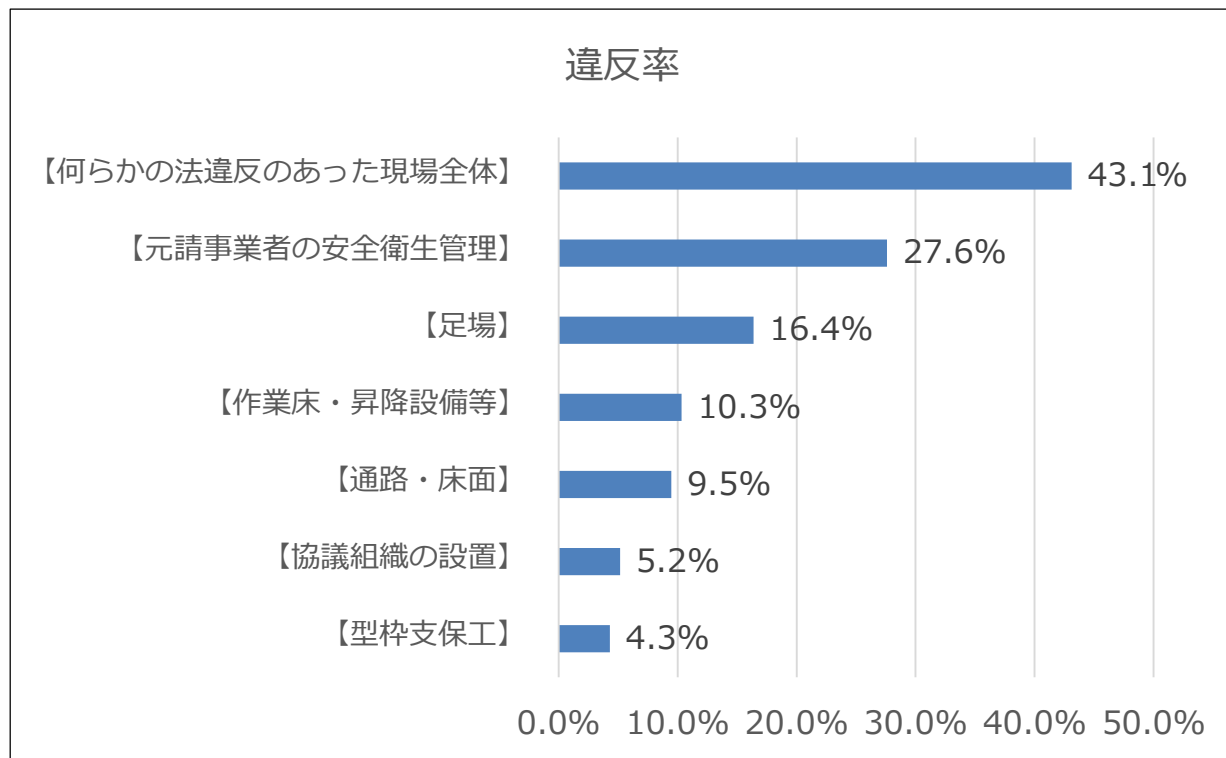
監督実施建設工事現場数	116	
うち違反建設工事現場数	50	(43.1%)
うち使用停止等処分工事現場数	7	(6.0%)
監督実施事業者数	648	
うち違反事業者数	121	(18.7%)
うち元請事業者数	116	
うち違反事業者数	48	(41.4%)
うち下請事業者数	532	
うち違反事業者数	73	(13.7%)
うち使用停止等命令書交付事業者数	22	(3.4%)

## 2 主な労働安全衛生法違反の状況（違反事項別）

主な違反事項	違反現場数	主な違反の内容
【元請事業者の安全衛生管理】 下請事業者に対する指導関係	32現場	・下請事業者に対する労働安全衛生法令順守のための指導の未実施 (安衛法第29条)
【足場】 足場からの墜落等の災害防止関係	19現場	・足場のてすり・さん等の未設置 (安衛則第563条、安衛則第655条) ・足場の最大積載荷重の未表示等 (安衛則第562条、安衛則第655条)
【作業床・昇降設備等（足場を除く）】 作業床・昇降設備等（足場を除く）からの墜落等の災害防止関係	12現場	・開口部の囲い等の未設置 (安衛則第519条、安衛則第653条) ・安全な昇降設備の未設置 (安衛則第526条、安衛則第653条)
【通路・床面】 つまずき、転倒等の災害防止関係	11現場	・安全な通路の未設置（安衛則第542条） ・作業場の床面の安全な状態の不保持 (安衛則第544条)
【協議組織の設置】 元請・下請事業者が参加する協議会の設置関係	6現場	・協議会の未設置、定期的な開催なし (安衛則第635条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	5現場	・組立図の未作成（安衛則第240条） ・支柱の脚部の滑動防止措置の未実施 (安衛則第242条)

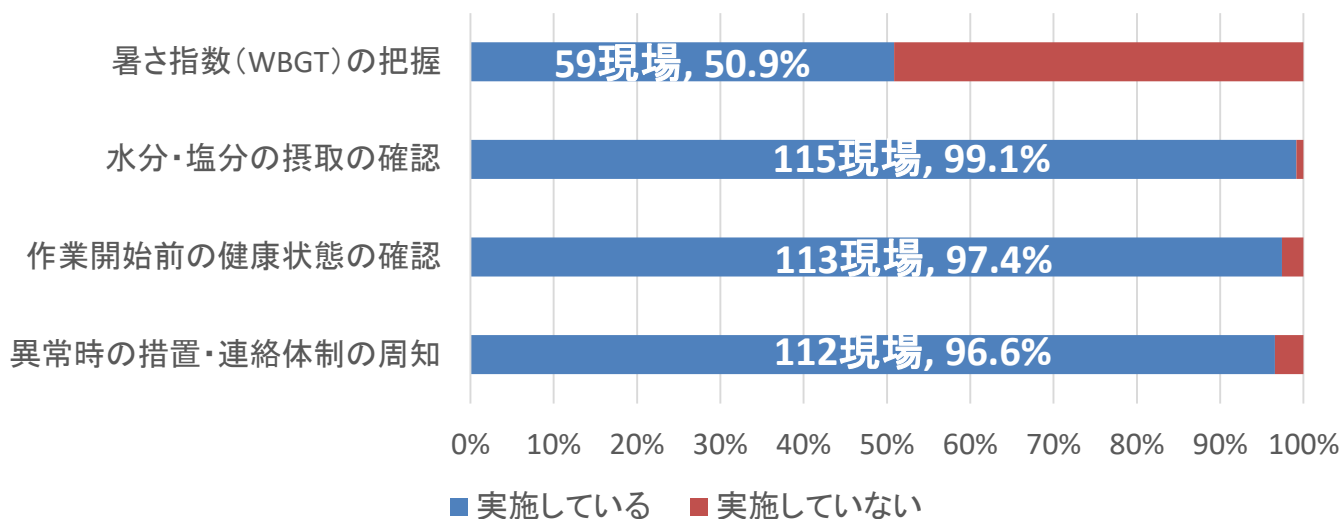
※安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

### 3 事項別違反率

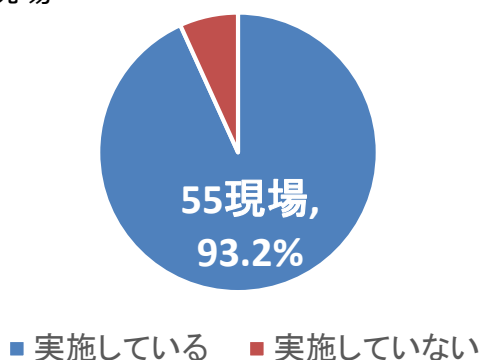


※ 1つの現場で、主な違反事項が複数含まれる場合がある。違反率は、違反現場数/監督実施建設工事現場数（116現場）である。

### 4 熱中症予防対策の実施状況



- 暑さ指数（WBGT）を把握している59現場のうち、暑さ指数に応じた熱中症予防対策を実施している現場



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**